〇総務省告示第三百二号

成 無 送 元 年 線 信 設 時 郵 間 政 備 省 制 規 則 限 告 装 示 昭 置 第 和二 及 兀 び + 九 + 丰 五. 号 ヤ 年 IJ ア 特 電 セ 定 波 監 ン 小 理 電 ス 委 \mathcal{O} 力 員 技 無 会 線 術 規 的 局 条 則 \mathcal{O} 第 件 無 + 等 線 八 を 定 設 号) 備 \Diamond \mathcal{O} 第 る 匹 \mathcal{O} 件 + 筐 体 九 \mathcal{O} 条 に 部 収 \mathcal{O} + \Diamond を るこ 次 兀 0 \mathcal{O} とを 規定 ょ う に 要 に 基 改 L づ 正 な き、 す 1 装 る。 置 平

総務大臣 寺田

稔

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れに 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る。

令

和

兀

年

九

月

五.

日

改 正 後	改 正 前
二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。	[一] [二]
[1 略]	[1 同上]
2 九一五・九 ㎜ 以上九二九・七 ㎜ 以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装	2 [同上]
置は、次のとおりとする。	
(1) • (2) 略	[1] (2) 同上]
③ 九一六・七 畑以上九二八・一 畑以下の周波数の電波を使用する無線設備(設備規則第四	③ 九一六・七 槹以上九二八・一 槹以下の周波数の電波を使用する無線設備(設備規則第四
十九条の十四第六号、第七号及び第八号に規定する無線局のものであって、キャリアセンス	十九条の十四第七号及び八号に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付け
を備え付けているものに限る。)の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセ	ているものに限る。)の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信
ンスの受信時間に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を	時間に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、か
停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行	つ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないもの
わないものであること。	であること。
[表略]	[表同上]
[注1~6 略]	[注1~6 同上]
(4) (5) 略	[4] (5) 同上]
[3 略]	[3 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	